

令和6年第21回

美幌町農業委員会総会議事録

令和6年12月20日 1日間 第全号

美幌町農業委員会

1. 開催日時 令和6年12月20日（金） 午後1時30分から午後2時05分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。（18人）

農地部会長	1番 中川 誓子君	2番 坂本 和裕君
	3番 梅津 幸一君	4番 佃 徹君
	5番 佐藤 章平君	6番 木村 勝彦君
	7番 中村 寿恵子君	8番 鳥井 隆君
	9番 小泉 豊和君	11番 田村 秀司君
	12番 川原 英和君	13番 安藤 良司君
	14番 鎌仲 照幸君	15番 高崎 利彦君
振興副部会長	16番 山岸 洋文君	17番 酒井 祐二君
振興部会長	18番 小林 寿美君 会長	20番 千葉 正美君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。（5人）

事務局長	以頭 隆志君	主査	山内 慶治君
主事	加賀屋 敦君	主事補	石澤 美咲君
臨時筆生	寺田 裕子君		

議 事 日 程

令和6年第21回 美幌町農業委員会総会
令和6年12月20日 午後1時30分開会

日 程 第 1		議事録署名委員及び総会書記の指名について
日 程 第 2		諸般の報告について
日 程 第 3		会期の決定について
日 程 第 4		会務報告について
日 程 第 5	報告第43号	地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について
日 程 第 6	報告第44号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の変更について
日 程 第 7	議案第76号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
日 程 第 8	議案第77号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について
日 程 第 9	議案第78号	農地法第3条の規定による許可申請について
日 程 第 10	議案第79号	農地法第4条の規定による許可申請について
日 程 第 11	議案第80号	農地法第5条の規定による許可申請について
日 程 第 12	議案第81号	現況証明願について
日 程 第 13	議案第82号	農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について
日 程 第 14	協議第14号	美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員は18名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和6年21回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	これより議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名を致します。議事録署名委員は議席番号7番 中村委員、同じく議席番号8番 鳥井委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の山内主査、加賀屋主事、石澤主事補を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告2件、議案7件、協議1件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。なお、議席番号10番 武田委員、同じく議席番号19番 日並委員、本日、欠席の旨、届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定を致します。
議 長	日程第4、会務報告については議案2ページに記載のとおりであります。この中から11月26日から29日に東京で行われた全国農業委員会会長代表者集会について報告致します。その内容ですが11月28日午後から文京シビックホールにて行われた全国農業委員会会長代表者集会に参加致しました。全国農業会議所創立70周年記念式典及び提案された第1号議案から第3号議案についてすべて原案通り承認されました。なお、この資料につきましては事務局に保管しておりますので必要があればご覧いただきたいと思います。以上で会務報告を終わります。何かご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第43号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について」を議題と致します。
事 務 局	地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告についてご説明致します。議案3ページをご覧願います。記以下のとおり、釧路地方法務局北見支局より照会があり「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いについて」に基づき、別紙のとおり調査結果報告書を提出しましたので報告致します。申請人は○○番地の○○○さん、土地の所在地は○○番○他計○筆、登記地目は畠で面積は合計○○m ² 、変更後の地目は宅地でございます。現地確認については12月3

日に酒井委員、中村委員、安藤委員で確認を行っております。議案4ページと5ページにありますとおり、都市計画法に基づく市街化用途区域であることから、転用許可を得る必要がない案件であること、原状回復命令を行わないことを調査結果として12月4日に法務局へ回答しております。以上、ご説明いたしましたのでよろしくお願ひ致します。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、報告第43号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について」は承認することに決定を致します。

議長 日程第6、報告第44号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の変更について」を議題と致します。
内容番号3号。

事務局 これからご説明申し上げます案件はすでに定められている農用地利用集積計画について、真にやむを得ない事情が生じた場合は当事者並びに町が協議して変更ができるから、その旨を報告し承認を頂くものでございます。内容番号3号についてご説明致します。令和6年8月27日付美幌町告示第92号により決定された農用地利用集積計画について令和6年12月23日に変更協議が整うものでございます。利用権の設定をする者は○○の○○さん、利用権の設定を受ける者は○○の○○さんでございます。変更理由は一部売買による賃貸面積の変更のためで○○番○内及び○○番○内を公益財団法人北海道農業公社に売買することになり、その○○番○内及び○○番○内の分として賃貸面積が○○m²の減、賃貸借料も耕作面積の変更に伴い、○○円の減となります。以上、よろしくお願ひ致します。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号3号は承認することに致します。報告第44号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の変更について」は承認することに決定を致します。

議長 日程第7、議案第76号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題と致します。
内容番号31号。

事務局 内容番号31号についてご説明致します。本件は農地法第3条で賃貸していた農地について分筆して一部を国に売買するため、合意解約するものでございます。賃貸人は○○の○○さん、賃借人は○○の○○さん、土地の所在地は○○番○他計○筆、面積は合計○○m²、契約期間は令和3年5月25日から令和13年5月24日までの5年間、合意解約年月日は令和6年11月8日、土地引渡日は令和6年11月8日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされており、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長	ご異議なしと認め、内容番号31号は適當と認めます。 議案第76号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適當と認めることに決定を致します。
議長	日程第8、議案第77号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。 内容番号138号。
事務局	今月の案件は全5件で内容につきましては農業公社の買入が1件、売買が2件、新規の賃貸借が1件、再貸付が1件となっております。 それでは内容番号138号についてご説明致します。参考資料は2ページをご覧願います。本件は農業公社の買入案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇番〇他計〇筆、面積は合計〇〇m ² 、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和6年12月23日、代金の支払期限は令和7年2月14日、利用調整日は令和6年12月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願ひ致します。
6番	内容番号138号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが貸付していた農地を処分するため、農業公社に売買するものです。なお、この農地は〇〇の〇〇さんが借受する予定となっておりますのでよろしくお願ひします。
議長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、内容番号138号は適當と認めます。 内容番号139号。
事務局	内容番号139号についてご説明致します。参考資料は3ページをご覧願います。本件は売買案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇他計〇筆、面積は合計〇〇m ² 、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和6年12月23日、代金の支払期限は令和7年3月31日、利用調整日は令和6年11月28日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願ひ致します。
18番	内容番号139号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが貸付していた農地を処分することになり、借受している〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは家族3人で小麦、小豆、菜豆、甜菜、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。
議長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、内容番号139号は適當と認めます。 内容番号140号。
事務局	内容番号140号についてご説明致します。参考資料は4ページをご覧願います。本

件も売買案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇他計〇筆、面積は合計〇〇m²、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和6年12月23日、代金の支払期限は令和7年2月28日、利用調整日は令和6年11月29日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

18番 内容番号140号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが離れ地を処分することになり、隣接で耕作している〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは家族2人で小麦、大豆、甜菜、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号140号は適当と認めます。
内容番号141号。

事務局 内容番号141号についてご説明致します。参考資料は5ページをご覧願います。本件は規模縮小に伴う新規の賃貸借案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番他計〇筆、面積は合計〇〇m²で、土地明細につきましては議案11ページをご覧願います。賃貸借料は議案記載のとおりで賃貸期間は令和6年12月23日から令和9年1月31日までの3年間、利用調整日は令和6年11月25日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひ致します。

18番 内容番号141号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが規模縮小することになり、あっせん調整の結果、〇〇さんに賃貸するものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品、豆類、ソバ、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号141号は適当と認めます。
内容番号142号。

事務局 内容番号142号についてご説明致します。参考資料は6ページをご覧願います。本件は期間満了に伴う再貸付案件です。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇他計〇筆、面積は合計〇〇m²、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和6年12月23日から令和11年1月31日までの5年間、利用調整日は令和6年12月9日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひ致します。

13番 内容番号142号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは法人化し、畑作三品と玉ねぎを作付けし、意欲的に営農されておりますので

	よろしくお願ひ致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号142号は適當と認めます。 議案第77号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について」は申請どおり適當と認めることに決定を致します。
議 長	日程第9、議案第78号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。 内容番号43号。
事 務 局	今月の案件は全2件で内容につきましては経営移譲に伴う使用貸借案件が1件、一部を国に売買することに伴う賃貸借案件が1件となっております。 それでは内容番号43号についてご説明致します。参考資料は8ページをご覧願います。本件は経営移譲に伴う使用貸借案件でございます。貸付人は○○の○○さん、借受人は○○の○○さんでございます。土地の所在地は○○番○、面積は○○m ² 、申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間で権利の種別は使用貸借権でございます。参考資料9ページの調査表にある通り、取得後のすべての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしており問題ないと考えます。そのほかの内容につきましては確認委員さんよりお願ひ致します。
4 番	内容番号43号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は○○さんが息子の○○さんに経営移譲するものです。○○さんは家族2人で畑作3品を作付けて、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひ致します。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月30日、鳥井委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号43号は適當と認めます。 次の案件は私が当事者となっておりますのでここで議長の交代を致します。 暫時休憩致します。 (○○と○○委員の交代) (○○は20番座席に着席 ○○委員は議長席に着席)
農地部会長	農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定に基づき、会長代理が会長の職務を行うこととなっております。本日は日並代理が欠席の為、農地部会長の私が会長代理を務めさせていただきます。また、美幌町農業委員会総会会議規則第10条第2項の規定に基づき、会長代理が議長となり、議事を行います。よろしくお願ひします。 休憩前に引き続き、会議を開きます。内容番号44号。なお、内容番号44号につきましては○○委員が当事者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により○○委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。 (○○委員 退席)

事務局	内容番号44号についてご説明致します。参考資料は10ページをご覧います。本件は一部を国に売買することに伴う賃貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇他計〇筆、面積は合計〇〇m ² 、申請理由は賃貸借、貸借期間は許可日から10年間で権利の種別は賃貸借権でございます。参考資料11ページの調査業にある通り、取得後のすべての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしており問題ないと考えます。そのほかの内容につきましては確認委員さんよりお願ひ致します。
9番	内容番号44号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんが所有する農地を一部国に売買することに伴い、再度、賃貸借契約を結ぶものです。〇〇さんは家族3人で畑作3品、玉葱を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月25日、中川委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。
農地部会長	ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
農地部会長	ご異議なしと認め、内容番号44号は適当と認めます。
	(〇〇委員 20番座席に入席)
農地部会長	内容番号44号の審議が終了しましたので、議長の職務代理を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。暫時休憩致します。
	(〇〇と〇〇委員の交代)
	(〇〇は議長座席に着席 〇〇委員は〇番座席に着席)
議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 議案第78号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。
議長	日程第10、議案第79号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。 内容番号14号。
事務局	内容番号14号についてご説明致します。参考資料は13ページをご覧願います。本件は育苗用ハウスとして使用していたものを農業用機械等の格納庫として使用するため、農地法第4条による農地転用を行うものでございます。申請者は〇〇の有限会社〇〇代表取締役〇〇さん。土地の所在地は〇〇番〇内他計〇筆、面積は合計〇〇m ² 、農地区分は第1種農地でございます。転用目的は育苗用ハウスから農業用機械等の格納庫への変更、計画の概要はビニールハウスの面積が〇〇m ² となっております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願ひ致します。
3番	内容番号14号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は作付け転換により、これまで育苗用ハウスとして利用していたものを農業用機械等の格納庫として利用することとなったため、転用申請するものです。申請地は既存のビニールハウスを利用したものであることを11月25日、高崎委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。
議長	ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号14号は適当と認めます。
議案第79号「農地法第4条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議長 日程第11、議案第80号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。
内容番号2号。

事務局 内容番号2号についてご説明致します。参考資料は15ページをご覧願います。本件は飼料用倉庫・駐車場・資材置場として造成するため農地法第5条により農地転用を行うものでございます。譲渡人は○○の○○さん、譲受人は○○の株式会社○○ 代表取締役 ○○さんでございます。土地の所在地は○○番○他計○筆、面積は合計○○m²、農地区分は農用地区域外第3種農地でございます。転用目的は飼料用倉庫・駐車場・資材置場として造成、計画の概要は飼料用倉庫が○○m²、駐車場・資材置場が○○m²、工事期間は許可日から令和7年7月末日までとなっております。そのほかの内容につきましては確認委員さんよりお願ひ致します。

15番 内容番号2号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は○○さんが所有する農地を○○さんに売買し、飼料用倉庫・駐車場・資材置場を整備するものです。申請地は○○にあり、ほかの農地への影響が少ない場所であり、やむを得ないものであることを12月9日、山岸委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号2号は適当と認めます。
議案第80号「農地法第5条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議長 日程第12、議案第81号「現況証明願について」を議題と致します。
内容番号22号。

事務局 内容番号22号についてご説明致します。参考資料は18ページをご覧願います。
所有者は○○の○○さん、願出人は○○の有限会社○○でございます。土地の所在地は○○番○、面積は○○m²、願出理由は土地地目変更登記のため土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願ひ致します。

17番 内容番号22号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この土地は公園通り沿いの住宅地の中にあり、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを12月3日、中村委員、安藤委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひ致します。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号22号は適当と認めます。

議案第81号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議長	日程第13、議案第82号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について」議題と致します。 内容番号10号。
事務局	内容番号10号についてご説明致します。参考資料は20ページをご覧願います。申出者は〇〇の〇〇さん、申請地は〇〇番〇他計〇筆、面積は合計〇〇m ² で、土地明細につきましては議案17ページをご覧願います。利用調整の経過につきましては申出日が令和6年12月1日、利用調整を行った時期が令和6年12月1日から令和6年12月16日、利用調整に当たったものは美幌町農業委員会、美幌町、公益財団法人北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上です。
議長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、内容番号10号は適当と認めます。 内容番号11号。
事務局	内容番号11号についてご説明致します。参考資料は21ページをご覧願います。申出者は〇〇の〇〇さん、申請地は〇〇番〇他計〇筆、面積は合計〇〇m ² で、利用調整の経過につきましては申出日が令和6年12月1日、利用調整を行った時期が令和6年12月1日から令和6年12月16日、利用調整に当たったものは美幌町農業委員会、美幌町、公益財団法人北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上です。
議長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、内容番号11号は適当と認めます。 議案第82号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について」は適当と認めることに決定を致します。
議長	日程第14、協議第14号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題と致します。
事務局	協議第14号についてご説明致します。本件は12月5日付で美幌町長から町が定める美幌町農業振興地域整備計画において、同計画の変更を行うため意見を求められたもので除外が1件、用途区分変更が1件でございます。それでは除外の内容番号6号についてご説明致します。参考資料は23ページをご覧願います。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇他計〇筆、面積は合計〇〇m ² 、申請理由は植林のためでございます。続いて用途区分変更の内容番号15号についてご説明致します。参考資料は13ページをご覧願います。本件は先の議案第79号 農地法第4条許可申請の内容番号14号でご審議いただいた案件でございます。申請者は有限会社〇〇 代表取締役〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇内他計〇筆、面積は合計〇〇m ² 、申請理由は育苗用ハウスから農業用機械等の格納庫への変更です。今後の予定ですが本総会後に当委員会から町に意見書を提出します。町は北海道に進達後、回答を得て決定告示される予定であります。事務局からの説明は以上です。
議長	ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、協議第14号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」は適當と認めるに決定を致します。

議長 以上、全議案の審議を終了致しました。
これをもちまして第21回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

議長 ご苦労様でした。

閉会 午後2時05分

令和6年12月20日開催の第21回美幌町農業委員会総会議事録については、その事実と相違ないと認め、美幌町農業委員会総会議規則第22条第2項の規定により署名する。

議長

署名委員

署名委員